

広島中央環境衛生組合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十九日

広島県人事委員会

委員長 加藤 誠

広島県人事委員会規則第二十号

広島中央環境衛生組合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

広島中央環境衛生組合の管理職員等の範囲を定める規則（平成二十一年広島県人事委員会規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前
事務局長 会計管理者 課長 室長		事務局長 会計管理者 課長

附 則

この人事委員会規則は、令和三年四月一日から施行する。